

令和2年特(わ)第858号等 外国為替及び外国貿易法違反事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

予定主張記載書面(5)

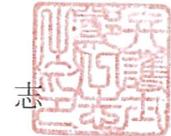
令和3年5月28日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田



弁 護 人 鄭 一



弁 護 人 河 村



弁 護 人 瀬 川



弁 護 人 小 林 貴



弁 護 人 趙 誠 峰

弁護人が証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上および法律上の主張は以下のとおりである。

なお、弁護人が既に提出した予定主張記載書面において定義した語句は、本書においても同様の意義を有するものとする。

第1 本件要件ハの解釈に関する補足

1 AGの位置付け

国連安全保障理事会（以下、「安保理」という。）は、2004年、大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の非国家主体への拡散防止を目的として、安保理決議1540を全会一致で採択した（安保理決議1540は、国連憲章第7章下において採択された決議であり、すべての国連加盟国に対して拘束力を有する。）（弁20）。

安保理決議1540は、正当な目的での民生利用であっても、関連物質や技術が大量破壊兵器の開発や製造の目的に悪用されないよう、輸出管理を含む国内管理を行うこと（主文3）、及び同決議を実施するために効果的な国内管理表を作成することを各加盟国に対して要請している（主文6）。

輸出管理は国家の専権事項であり国内管理表の内容は各国に任せられているが、生産能力を持つ主要な先進諸国は、輸出管理の国際的協調を実現するため、国際的な輸出管理レジームである、核兵器分野についての原子力供給国グループ（NSG）、ミサイル分野についてのミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器分野についてのワッセナー・アレンジメント（WA）、生物化学兵器分野についてのAGを組成し、これらの輸出管理レジームの参加国間において輸出管理等に関する多国間枠組みを実施している。そして、日本はこれらの輸出管理レジームのすべてに参加している。

2 輸出貿易管理令がAG規制リストと同義に解釈されるべきこと

以上のとおり、日本は、安保理決議1540に法的に拘束され、効果的な国内管理表の作成が義務付けられており、輸出貿易管理令の別表が作成されている。

経産省は、輸出管理レジームにおける合意に伴う輸出貿易管理令、貨物等省令の改正において、AGを含む輸出管理レジーム等の国際的合意との協調を何度も強調している（弁21）。

3 経産省は「滅菌又は殺菌」についてAG規制リストと異なる過剰規制を行う意図がなかったこと

(1) AGにおけるクロスフローろ過器規制の改正経緯

予定主張記載書面(2)・5頁ないし7頁で述べたとおり、AG規制リストは、本件要件ハと同一の要件(capable of being sterilized or disinfected in situ)をクロスフローろ過器の規制要件として定めており、同項にテクニカルノートとして「滅菌」及び「殺菌」の定義を置いている。

AG規制リストにおいてクロスフローろ過器は、平成14年6月の改正以前は、「滅菌」(Sterilized)可能なもののみが規制対象とされており、「殺菌」可能であることは規制の対象外となっていたが、改正により、「殺菌」(Disinfected)可能なものが規制対象に追加され、あわせて上記テクニカルノートの定義も設けられた。

そして、かかるAG規制リストの改正に伴い、平成15年12月に政省令が改正され、日本におけるクロスフローろ過器の規制要件を定める貨物等省令第2条の2・2項四号ロは、「定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの」との規定から、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との規定へと改正され(以下、同要件を「クロスフローろ過器要件(一)」という。)、合わせて運用通達にも「滅菌又は殺菌をすることができるもの」にかかる記載が追加された(弁22)。

なお、平成14年6月のAG規制リスト改正に関するアメリカ合衆国の解説によれば、「殺菌」(「Disinfected」。一般的には「消毒」と翻訳される。)が新たに規制対象となったことについて、滅菌と殺菌(消毒)とでプロセスがどのように異なるかを示すためにテクニカルノートが設けられたとしている(弁23)。

敷衍すれば、薬液殺菌(薬液消毒)は、薬液の選択によって効

果が様々であり、その意味で、薬液殺菌（薬液消毒）という手法自体は、あらゆる微生物を完全に死滅させるという滅菌の定義からは外れる。しかし、薬液殺菌においても、その使用する消毒剤として高水準消毒剤等を選択すれば、すべての微生物を死滅させることが可能であり、滅菌に準じる効果を得ることができる（弁24）。つまりは、滅菌と（高水準消毒剤等による）薬液殺菌とは微生物を死滅させるプロセスの違いがあるのみであり、そのため、薬液殺菌可能な機械を規制しなければ規制の抜け穴となってしまうため、滅菌可能な機械に加えて新たに規制対象としたものと思料される。

（2）対比表の記載において EU における規制と差異がないとされていること

前述のとおり、経産省は、AG 規制リストの改正に伴う輸出貿易管理令、貨物等省令の改正において、AG での国際的合意との協調を強調しているところ、各改正に際して、政省令と EU における規制品目リスト（以下、「EU 規制リスト」という。EU 規制リストの内容は AG 規制リストと同一である。）との対比表を作成して公表し（弁25の1、弁25の2）、政省令と EU 規制リストとで差異がある場合はそれを同対比表上に明示していた（現在はシステックが同様の対比表を公開し、これを経産省がホームページ上で引用する形をとっている（弁26の1、弁26の2、弁26の3）。）。

同対比表では、政省令と EU 規制リストの内容が「厳密に」一致しない場合にも差異がある旨明示されることとなっているが（弁26の2）、クロスフローろ過器要件（一）も、本件要件ハも、EU 規制リストとの間に差異はないものと記載されている（弁25の2、弁26の3）。

(3) 平成15年12月の政省令改正において「殺菌」に関する指摘がないこと

一方、経産省は、平成15年12月の政省令改正時、クロスフローろ過器要件(一)が定める「滅菌又は殺菌」について、AG規制リストと異なる解釈を採用するなどの指摘を一切行っていない(弁27)。

以上